

## 養老町第四回定例会会議録

平成二十六年第四回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程（平成二十六年十二月十六日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十一	議案第六十一号	町道路線の認定について
日程第二	会期の決定	日程第十二	議案第六十二号	町道路線の変更について
日程第三	諸般の報告	日程第十三	選挙第三号	岐阜県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙について
日程第四	承認第五号 専決処分の承認について（平成二十六年 度養老町一般会計補正予算 （第三号））	日程第十四	同意第六号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて
日程第五	議案第五十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について	日程第十五	同意第七号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて
日程第六	議案第五十六号 養老町特別職の職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例につ いて	日程第十六	同意第八号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて
日程第七	議案第五十七号 養老町職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例について	日程第十七	議案第六十三号	平成二十六年養老町公共下水 道事業特別会計の繰入れの変更 について
日程第八	議案第五十八号 養老町国民健康保険条例の一部を 改正する条例について	日程第十八	議案第六十四号	平成二十六年養老町一般会計 補正予算（第四号）
日程第九	議案第五十九号 養老町簡易水道事業給水条例の一 部を改正する条例について	日程第十九	議案第六十五号	平成二十六年養老町国民健康 保険特別会計補正予算（第二 号）
日程第十	議案第六十号 養老町消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例について	日程第二十	議案第六十六号	平成二十六年養老町簡易水道 特別会計補正予算（第一号）
		日程第二十一	議案第六十七号	平成二十六年養老町立食肉事 業センター特別会計補正予算 （第一号）
		日程第二十二	議案第六十八号	平成二十六年養老町上水道事 業会計補正予算（第二号）
		日程第二十三	議案第六十九号	平成二十六年養老町公共下水 道事業特別会計補正予算（第一

日程第二十四 議案第七十号 平成二十六年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

二番 長澤龍夫  
 三番 大橋三男  
 四番 三田正敏  
 五番 吉田太郎  
 六番 早崎百合子  
 七番 野村永一  
 八番 田中敏弘  
 九番 松永民夫  
 十番 皆川雅子  
 十一番 中村辰夫  
 十二番 水谷久美子  
 ○欠席議員  
 なし  
 ○欠名 二名

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝  
 副町長 西脇正博

教育委員会事務局長 並河清次	総務部長 問山孝通	総務部参事兼 田中信行	総務課長 田中隆	総務部 田中隆	企画政策課長 渡邊章博	総務部税務課長 日比重喜	住民福祉部長 佐藤嘉但	住民福祉課長 野村博治	健康福祉課長 佐藤昌子	住民福祉部 佐藤昌子	生活環境課長 柏渕裕昭	産業建設部長 川地豊己	産業建設部参事兼 山中秀樹	農林振興課長 伊藤博文	産業建設課長 高木久之	水道建設部長 加藤敏博	会計管理者兼 松岡弘泰	教育委員会 久保寺利明	教育総務課長 生涯学習課長
----------------	-----------	-------------	----------	---------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------

教育委員会 伊藤 公一  
スポーツ振興課長  
消防 長 堀田 明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 西脇 和信  
議会議務局書記 稲川 諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十六年第四回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

ここで開議に先立ち、去る九月二十三日に町議会議員として任期中途中で御逝去されました、十二番 故岩瀬進様その業績に敬意と哀悼の意を表すため黙祷をいたしますので、御賛同をお願いします。

皆様方の御起立をお願いいたします。  
黙祷。

—— 黙 祷 ——

ありがとうございます。

引き続き、町民憲章の朗唱を行いますので、御起立のままお願いします。

私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

ありがとうございました。御着席ください。  
本日の会議は、全員の出席であります。

ここで、今定例会開会中、報道機関に限り傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。それでは、ただいまから平成二十六年第四回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、四番 三田正敏君、五番 吉田太郎君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、十二月八日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命を受けまして、議会運営委員会の報告をいたします。

去る十二月八日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもと開会いたしました。

協議事項は、平成二十六年第四回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日十二月十六日火曜日から十二月二十五日木曜日までの十日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会二日目の十二月二十四日水曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分承認についてが一件、条例の一部改正についてが六件、町道路線の認定、変更についてが二件、人事案件についてが三件、特別会計の繰り入れの変更についてが一件、補正予算についてが七件、以上、合計二十件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号））は、議会初日に上程し、提案説明を受け、質疑、討論を経て採決すること。

次に、日程第五、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第十二、町道路線の変更についてまでの八議案と、日程第十七、平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計の繰り入れの変更についてから、日程第二十四、平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）までの八議案は、議会初日に逐条上程し、提案の説明を受け、議会最終日に質疑、討論を行い採決すること。

次に、日程第十四から日程第十六までの人権擁護委員候補者の推薦についての三議案は、人事案件につき、一括議題として議会

初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

以上のように決定いたしました。

また、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告の案件につきましては、日程第十三、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を上程し、選挙を行うことに決定いたしました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日十二月十六日から十二月二十五日までの十日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日十二月十六日から十二月二十五日までの十日間と決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十六年八月分から十月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

十二月に入りまして、毎日寒い日が続いております。本日はまた、足元の悪い中、第四回養老町定例会を開催させていただきましたところ、何かとお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

きょう、議場に入らせていただいて、十二番の故岩瀬議員の席上にちよつと花が飾られておりました。私にとつても、恩師とも言える方でございます。病床にお邪魔したときも、養老町の行く末を大変心配なされておられました。まさに議員に一生をささげてこられたというぐらいの方だろうというふうに思っております。改めて皆さん方ときょうは黙祷をさせていただきます。本当に惜しい方を亡くされたなあという思いで今いっばいでございます。さて、先月行われました養老町長選挙におきまして、多くの皆様方の温かい御厚情を賜りまして、引き続き二期目の町政を担わせていただくこととなりました。初心を忘れることなく、公正・公平な町政運営、住民が主役である協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

昨年三月に策定した養老改元一三〇〇年プロジェクト、新生養老まちづくり構想に基づく各種事業を着実に実行して、夢のある協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

そして、岐阜県といえば、飛騨には高山、美濃には養老と言われるような夢のある岐阜県を代表するまちを目指していきたいと考えております。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。本年もあと半月ほどとなりました。一年を振り返って、養老町もとりたてて大きな災害もなく、比較的平穏な年であったかなあというふうに思っております。来年も希望に満ちた新春を迎えられることを願いたいというふうに思います。

本年最後の定例会ということでございます。二十件の町提出議案を提案させていただいております。よろしく審議をいただきますことをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。御苦労さまでございます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、承認第五号、専決処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号））は逐条審議いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第五号 専決処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号））の説明をさせていただきます。

承認第五号 専決処分の承認について（平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号））。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号）について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により、これを報告し、その承認を求めるところでございます。平成二十六年十二月十六日提出。

専決第五号 専決処分書。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成二十六年十一月二十一日。平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号）。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第三号）は、次に定

めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百七十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六億一千三百八十六万一千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が十二月十四日に執行されますので、これに伴う必要な予算を計上するものであり、歳入歳出の総額に、それぞれ千二百七十八万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百六億一千三百八十六万一千円とするものであり、平成二十六年十一月二十一日に専決処分をしたものであります。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず、七ページの総務費の選挙費、目衆議院議員選挙費で、選挙執行に伴う必要経費をそれぞれの費目で計上しております。

次に、六ページの歳入について御説明を申し上げます。

選挙執行に伴い、県支出金の委託金、目総務費委託金で、衆議院議員選挙費委託金一千二百六十九万四千円を新たに計上し、財源調整として繰越金九万円を充てるものでございます。

以上で、承認第五号 専決処分の承認について（平成二十六年 度養老町一般会計補正予算（第三号））の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回の突然の総選挙ですけれども、国では七億を使って執行されたということですが、この節の中で投票率向上に伴う町としての取り組みはあったのかなかったのか。例えば、車ですね。広報による投票率の呼びかけなどについてですが、具体的にどういう十四日間の中で行われたかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長から説明がございましたとおり、専決処分というような形でやらせていただいておりますが、その中において、選挙啓発の関係につきましては、直接的に予算に出てくるもの、そうでないものがございますけれども、例えば町においては、公報車、それから電光掲示板、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、懸垂幕、それから立て看板等による啓発を行っておりますし、また突然の解散でございましたので、広報に記事を掲載することができませんので、広報に折り込みといったような形で選挙啓発を行っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） いろいろな報道によりますと、県下で投票率がワーストワンというような非常に残念な数字が出ているわけですが、今後におきまして、こういう投票率アップのために

この節の区分においては、どういうことを検討されているのかなどについて、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、自席で答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信用君） ただいまの御質問にお答えいたします。

水谷議員おっしゃるとおり、本町の投票率は大変低い数字であります。大変残念な結果となったわけでございます。本町の投票率が低い要因については、選挙が終わったばかりということでございます。つきりわかりませんが、投票率を上げるための有効な方策というものもなかなか見つからないのが現状ではありますけれども、今後も啓発活動を進めていくとともに、何とか投票率が上がる方策がないかを考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 投票所の削減が行財政改革ということで行われて、非常にお年寄りにとっては遠いところまで投票に出かけなければいけないと。乳母車などを引いて投票できたけれども、それができなくなったとか、いろんな声がありますし、またいろいろ投票率については、出前のような形での投票もできるというふうな報道がありますので、行政としても投票率を上げるために当町にとってどういうことが欠けているのか、また当町の人口形態や地形形態の中で、本当に投票しやすいような、そういう環境づくりについて課を上げて検討をいただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第五、議案第五十五号から日程第十二、議案第六十二号までの八議案は逐条上程後、提案理由の説明のみ受けま

○議長（松永民夫君） それでは、日程第五、議案第五十五号 養

老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十五号

養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第五十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成

二十六年十二月十六日提出。

改正の趣旨でございますが、養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当についても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。要旨でございます。

期末手当の支給率を、六月においては「百分の百九十」を「百分の百九十七・五」に、十二月においては「百分の二百五」を「百分の二百十二・五」に改め、年間で〇・一五月引き上げるものでございます。

なお、特例措置として、二十六年において六月の支給率を「百分の百九十」、十二月の支給率を「百分の二百二十」といたします。

この条例は公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用をいたします。

以上で、議案第五十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、議案第五十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第五十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年十二月十六日提出。

改正の趣旨でございます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町特別職の職員の期末手当についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。

期末手当の支給率を、六月においては「百分の百九十」を「百分の百九十七・五」に、十二月においては「百分の二百五」を「百分の二百十二・五」に改め、年間で〇・一五月引き上げるものでございます。

なお、特例措置として、二十六年において六月の支給率を「百分の百九十」、十二月の支給率を「百分の二百二十」といたします。

この条例は公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用をいたします。

以上で、議案第五十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、議案第五十七号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十七号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第五十七号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年十二月十六日提出。

人事院勧告に伴い、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が十一月十九日に公布、同日施行されたことに伴い、町においても、国に準じて、給料表、勤勉手当、通勤手当等の所要の改正を行うものでございます。

最初に、第一条関係について説明をさせていただきます。

まず、第十一条の改正については、交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ百円から七千円までの幅で引き上げを行うものでございます。

次に、第二十条の改正については、勤勉手当の支給率を再任用以外の職員については、現行の「百分の六十七・五」を「百分の七十五」に改め、年間では〇・一五月の引き上げとなります。また、再任用職員については「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に改め、年間では〇・〇五月の引き上げとなります。

第二十一条については、災害派遣手当等の支給対象者に、大規模災害からの復興に関する法律第五十六条に規定する復興計画の作成等のために本町に派遣された者を加えるものでございます。

附則第十二項の改正については、勤勉手当の支給率の引き上げに伴い、五十五歳を超える六級以上の職員の勤勉手当減額対象額

に乗ずる割合の改正でございます。

別表については、給料表の改定を行うもので、一級と二級は全号給、三級は九十九号給まで、四級は八十三号給まで、五級は七十五号給まで、六級は六十七号給まで、七級は五十五号給まで、それぞれ改正を行うものでございます。

次に、第二条関係について説明をさせていただきます。

まず、第十一条の二については、単身赴任手当の基礎額を現行の「二万三千元」を「三万円」に、加算額を現行の「四万五千元」を「七万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第十八条の二については、管理職員特別勤務手当の支給対象に、臨時または緊急にやむを得ず行う平日の深夜勤務（午前零時から午前五時までの勤務）を新たに加えるものでございます。

附則第九項については、五十五歳を超える六級以上の職員の一・五%減額支給措置を平成三十年三月三十一日で廃止するものでございます。

別表については、給料表の改正を行うもので、一級の全号給及び二級の一号給から十二号給までを除く号給について、引き下げを行うものであります。

次に、施行日についてであります。この条例は公布の日から施行します。ただし、第二条の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第八条の規定は、平成二十七年四月一日から施行します。

また、第一条の規定による改正後の養老町職員の給与に関する条例は、第二十一条の改正を除き、平成二十六年四月一日から適用します。

附則第二条から第八条までについては、この条例の施行に伴い、必要な特例措置、経過措置等を規定しております。

附則第二条は、平成二十六年四月一日前の異動者の号給の調整、

附則第三条は平成二十六年度の勤勉手当の特例、附則第四条は給与の内払い、附則第五条は平成二十七年四月一日前の異動者の号給の調整、第六条は給料表の切りかえに伴う経過措置、第七条は昇給の特例、第八条は単身赴任手当の特例をそれぞれ規定しております。

以上で、議案第五十七号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第八、議案第五十八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第五十八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように改定するものとする。平成二十六年十二月十六日提出。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）が平成二十七年一月一日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容は次のとおりでございます。

第六条第一項の出産育児一時金の支給について、基本額「三十九万円」を「四十万四千元」に改正するものでございます。また、

ただし書きにありますように、産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩する場合は、養老町国民健康保険規則（平成二十年規則第三十号）で定めるところにより三万円を加算いたしますが、厚生労働省の通知により同一施行日から一万六千円に改正するものでございます。

なお、基本額と加算額の総額については、従前どおり四十二万円に変更がございません。

施行期日は、平成二十七年一月一日でございます。

以上で、議案第五十八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第九、議案第五十九号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十九号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第五十九号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年十二月十六日提出。

西部簡易水道は供用開始から四十年以上経過し、給水管の老朽化が原因の漏水やポンプ場施設等の故障が多発し、これらの修理に多額の費用を要することや、電気料が高騰しているので、簡易

水道事業の収支の均衡を図るため、平成二十七年四月一日から西部簡易水道の給水料金の改正を行うものでございます。

基本使用水量一カ月当たり十五立方メートルまでの基本料金を八百七十四円から一千四百円に、基本使用水量を超えるときの給水料金の加算を一立方メートルにつき二十円から四十円に改定を行うものでございます。

以上で、議案第五十九号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十、議案第六十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年十二月十六日提出。

改正の趣旨でございますが、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）が、本年四月二十三日に公布され、その一部規定が十二月一日から施行されることになりました。これにより、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改

正するものであり、改正の主な内容につきましては次のとおりでございます。

今回の改正は、先に述べましたように、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布があり、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部改正において、児童扶養手当の支給要件について条項ずれが生じる規定があり、本条例附則第六条第七項において当該規定を引用しており、改正が必要となりました。

本条例附則第六条第七項第一号中「第四条第二項第二号、第五号若しくは第十号若しくは第三項第二号」を「第十三条の二第一項第一号から第三号まで、若しくは第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号、第八号、第九号又は十三号」を「第十三条の二第一項第四号又は第二項第二号」に改めるものでございます。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の養老町消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成二十六年十二月一日から適用するものでございます。

以上で、議案第六十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十一、議案第六十一号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十一号

町道路線の認定について説明をさせていただきます。

議案第六十一号 町道路線の認定について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項に基づき、町道の路線を次のように認定するものとする。平成二十六年十二月十六日提出。

今回認定する路線は、道路の寄附によるものが二路線であり、道路法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

整理番号一の蛇持四十四号線と整理番号二の蛇持四十五号線でございますが、この路線は寄附を受けた道路で、二路線の合計で延長六十二・三メートル、面積三百八十二・一平方メートルを新たに認定するものでございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第六十一号 町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十二、議案第六十二号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十二号

町道路線の変更についてを説明させていただきます。

議案第六十二号 町道路線の変更について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項に基づき、町道の路線を次のように変更するものとする。平成二十六年十二月十六日提出。

今回変更する路線は、牧田川大野築堤工事によるものが三路線であり、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

整理番号一の大野七号線、整理番号二の大野十号線、整理番号三の大野十八号線でございますが、牧田川大野築堤工事に伴い、終点を変更するものでございます。三路線の合計で、延長は六一・一メートルの減でございますが、面積としては六・一平方メートルの増となります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第六十二号 町道路線の変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十三、選挙第三号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定に基づく議長の指名による指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に大橋孝養老町長を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました大橋孝養老町長を岐阜県後期高齢者医療広域連合協議会議員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（松永民夫君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、大橋孝養老町長が岐阜県後期高齢者医療広域連合協議会議員に当選されました。会議規則第三十三条第二項の規定により、大橋孝君へこの議員に当選されたことを告知いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十四、同意第六号から日程第

十六、同意第八号までの人権擁護委員候補者の推薦についての三議案は一括議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し、議案ごとに逐次採決いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第六号から同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦について説明させていただきます。

まず、同意第六号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十六年十二月十六日提出。記、住所、養老郡養老町船附八十九番地、西脇シゲ子、六十七歳。

任期は、予定でございますが、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで。

現在、人権擁護委員として活躍されている中の田中義郎氏、西脇禎子氏、中山由人氏の三名の方が平成二十七年三月三十一日に任期が満了するため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がございました。

これを受けまして、養老町区長連絡協議会に推薦を依頼し、審査をした結果、西脇シゲ子氏が適任であると判断いたしましたので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、同意第七号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明をさせていただきます。

同意第七号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十六年十二月十六日提出。記、住所、養老郡養老町高田二百四十番地一。氏名、南谷洋子。六十四歳。

任期は、予定でございますが、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まででございます。

先ほども述べましたように、三名の方が任期満了により退任されることになりましたので、これを受けまして、養老町区長連絡協議会に依頼をし、推薦を受け、審査した結果、南谷洋子氏が適任であると判断をいたしましたので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦について。

同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定に

より、意見を求めるものでございます。平成二十六年十二月十六日提出。

住所、養老郡養老町三神町四百八十番地二十二、岩永順子、六十七歳。

任期、予定でございますが、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日。

先ほどと同じく、三名の方の退任によりまして、養老町区長連絡協議会に依頼をし、推薦を受け、審査した結果、岩永順子氏が適任であると判断をいたしましたので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、同意第六号から同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより、三議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほど、町長は挨拶の中で、初心を忘れることなくというお話をされました。ちょうど四年前、十二月定例議会が町長の町長としてのスタートでございました。そのときにもこの人事案件についてお尋ねをしましたが、町長及び教育長は、お三名の推薦されている方に直接会われましたか。会われたのなら、長として、教育長としてどんなお願いをされ、また三人の方からどんな抱負が述べられたのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

日付がちょっと明確でなくて申しわけございませんが、三名の方おそろいで町長室に来ていただきまして、お話をさせていただきました。

今回は女性の方の登用をということで、三名の女性を推薦いただいたわけでございます。それぞれの方が教師であったり、それから保育園に長く勤められていた方々等でございます。

お願いをしたことといたしますと、人権というのは非常に難しい問題ではありますけれども、まずはよくお話をさせていただいて、その人の悩みを聞いていただくような、女性としての視線でやわらかく接していただくことによつて、さまざまな人権、または相談活動もスムーズにいくのではないかとというようなお話をさせていただきます。

皆さんとも非常にはつきりとされた方々で、推薦は私は適任だというふうに感じたところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） こういう大切な施策の中に女性三名が登用されるということは、非常にありがたいし、町の行政としても、また違う角度でこの人権擁護の関係が推進していくと思えますし、さらに、中には子供たちの人権、また働く保護者の人権、そういう立場でも非常に経験豊かな方たちだと思いますし、子供の人権に関しましては、いろいろと社会問題にもなっていると。そういう点を鑑み、非常に期待するところが多いというふうに考えます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより日程第十四、同意第六号 人権擁護委員候補者の推薦  
についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第十五、同意第七号 人権擁護委員候補者の推薦に  
ついての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第十六、同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦に  
ついての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十七、議案第六十三号から日  
程第二十四、議案第七十号までの八議案は逐条上程後、提案理由  
の説明のみ受けま

す。それでは、日程第十七、議案第六十三号 平成二十六年度養老  
町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題といた

します。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十三号

平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更  
について御説明をさせていただきます。

議案第六十三号 平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会  
計の繰入れの変更について。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、  
平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計は、平成十六年  
度養老町一般会計から繰り入れる額を次のとおり変更するものと  
する。平成二十六年十二月十六日提出。

変更により増額する額、二百八十三万九千円。変更後の繰入総  
額、二億三千六百六十九万九千円。繰入額の変更理由、公共下水道  
整備事業変更のため。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回議案第六十九号  
の平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一  
号）で、歳入歳出に二百八十三万九千円を追加いたしております。  
今回の補正は、公共下水道事業関係職員の異動等に伴う人件費  
の補正であり、財源については一般会計からの繰入金で充ててお  
りますので、繰入総額は二億三千六百六十九万九千円に変更するも  
のでございます。

以上で、議案第六十三号 平成二十六年度養老町公共下水道事  
業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます  
ます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十八、議案第六十四号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十四号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第四号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十四号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第四号）。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第四号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億一千万円三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億一千三百九十七万四千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第二条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。平成二十六年十二月十六日提出。

今回の補正予算につきましては、スマートインター整備事業、競争力強化生産総合対策条件整備事業、国に準じた職員の給与条例の改正等に伴う人件費の補正が主なものでございまして、歳入歳出の総額にそれぞれ一億一千万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百七億一千三百八十八万四千円とするものでございます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

職員の人件費の補正につきましては、後ほど一括で説明をさせていただきます。

まず、十一ページの歳出について御説明を申し上げます。

議会費の議会費、目議会費では、町議会議員が欠員になったことに伴い報酬を二百六十五万円減額し、また町議会議員の欠員による減額及び期末手当の引き上げに伴う増額による差し引きで職員手当等を六万三千円減額いたしました。

次に、総務費の総務管理費、目財産管理費では、社会保障・税番号制度システム整備事業のうち、社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修委託料において、今年度の作業内容の確定により不用額として三百一十万円を減額いたしました。また、同事業のうち負担金補助及び交付金において、国による中間サーバー・プラットフォームの整備に係る経費として、新たに利用負担金として九十八万一千円を計上いたしました。

次に、十二ページの民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計の繰出金については、保険基盤安定繰出金が八百五十万三千円の増額、職員給与費等繰出金が三百五十七万二千円の減額となり、差し引きで四百九十三万一千円を増額いたしました。また、介護保険事業特別会計繰出金については、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業により三百八十七万六千円の増額、人件費分の繰出金が九百三十五万二千円の減額となり、差し引きで五百四十七万六千円を減額いたしました。

また、同じく社会福祉費の目福祉医療費では、本年度の乳幼児等・重度心身障害者・母子家庭等医療事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額をそれぞれ一千八百八十八万六千円、九百五十七万五千円、二十七万九千円増額いたしました。

次に、十三ページの児童福祉費の目児童福祉総務費では、保育

士等処遇改善事業の見込みと実績との差額分等、基準日が十月一日現在の児童数確定に伴うものでございますが、十七万二千元を増額いたしました。

次に、衛生費の保健衛生費、目公害対策費では、高度処理型合併浄化槽設置事業にがんばる地域交付金一千九百万円を充当するため、財源更正を行うものでございます。

次に、十四ページの農林水産業費の農業費、目農業委員会費では、改正農地法により農地台帳・地図の法定化とインターネットや窓口での公表が平成二十七年四月一日から義務化されるため、これに対応するための農地情報システムの改修費として農家基本台帳整備事業費として百三十二万九千元を増額いたしました。

また、目農業振興費では、就業改善センターの屋根の雨漏りが著しいため、漏水対策に必要な工事費として就業改善センター維持管理費で五百五十四万円を計上するとともに、水田農業の競争力を強化し、強い農業づくりを推進することを目的としてJAにしみの農協が実施するJA養老南及び北カントリーエレベーター設備の改修に伴い、競争力強化生産総合対策条件整備事業で四千五百四万五千円を計上いたしました。

次に、目土地改良費では、土地改良施設の故障に伴って実施する緊急修繕に伴い、県単土地改良事業費で一千七百五十八万三千円を増額いたしました。また、本年度事業完了を予定しております多芸排水機場の追加附帯工事の実施に伴い、県営湛水防除事業負担金として二百二十五万円を増額するとともに、本年七、八月の台風や十月の台風による雨の影響で排水機の稼働時間がふえ電気料が増加いたしましたので、揚排水機管理手当等として三百九十四万五千円を増額いたしました。

次に、十五ページの土木費の道路橋梁費、目道路新設改良費で

は、県単工事及び関連事業負担金について、県の補正により、県道養老・平田線の飯ノ木地内の改良工事として二億三百万円の追加工事等が事業化されたことに伴い、町負担金として二千九百七十三万円を増額いたしました。

また、スマートインターチェンジ建設事業では、事業の進捗状況により予算の見直しが必要となり、スマートインターチェンジ用地契約印紙購入代金として需用費で十万円、アクセス道路建設工事費として工事請負費で一億六千二百万円、スマートインターチェンジ物件補償費として補償、補填及び賠償金で千九百九十九万円を増額いたしました。また、スマートインターチェンジの設計図が確定し、町負担分の建設工事の見直しにより、委託料一億四千二百万円、スマートインターチェンジ関係土地購入費を四千万円減額いたしました。

また、道路新設改良事業にがんばる地域交付金三百三十万四千円を充当するため、財源更正を行うものでございます。

次に、十六ページの都市計画費の目下水道整備費では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金二百八十三万九千元を増額いたしました。

次に、消防費の消防費、目常備消防費では、高機能消防指令センター整備事業にがんばる地域交付金三百万円を充当するため、財源更正を行うものでございます。

次に、十七ページの教育費の小学校費、中学校費及び幼稚園費では、教育振興のための御寄附をいただきましたので、小・中学校・幼稚園の教育環境の充実を図るため、児童用図書、ビデオカメラ等の備品購入費として、教育費の小学校費で七十万円、中学校費で二十万円、幼稚園費で十万円、合計百万円を計上いたしました。

また、十八ページの社会教育費、目公民館費では、多芸公民館グラウンドに隣接する民家の窓ガラスのボール遊び等による破損を防止するため、防球ネット設置工事費として三百九十二万二千円を計上いたしました。

次に、十九ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正により、期末手当二十三万七千円の増額、また町長の任期満了に伴い、十二月分の退職手当組合負担金がそれぞれ必要となりますので二十二万四千円の増額で、共済費については負担金の率の変更により五十一万円の減額で、合計四万九千円の減額となります。

次に、議員につきましては、議会費の中で説明させていただいたとおりでございます。

次に、二十ページの一般職の人件費の補正を説明させていただきます。

まず、給料については、総額で一千九百九十一万六千円の減額となります。内訳につきましては、職員の給与条例の一部改正に伴い三百九十一万一千円の増額、昇格・定期昇給に伴う分として四百五十九万四千円の増額、異動・退職等に伴い二千八百四十二万一千円の減額でございます。

次に、職員手当等ですが、総額で一千三百六十一万四千円の増額となります。職員手当等の内訳は、勤勉手当の支給率の改正、通勤手当の増額等に伴う分として一千五百二十万円の増額で、異動・退職等に伴い二百四十七千円の減額でございます。

次に、八ページの歳入について御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の分担金、目農林水産業費分担金では、農業

費分担金で、県単土地改良事業分担金として七百九十一万二千元を増額いたしました。

次に、国庫支出金の国庫負担金、目民生費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定負担金を四十九万九千円増額いたしました。

また、国庫補助金、目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付額が決定されたことに伴い、二百二十二万一千円を減額し、また、がんばる地域交付金の交付内示により二千五百三十万四千円を計上いたしました。

充当については、歳出でも説明したとおり、高度処理型合併浄化槽設置事業に一千九百万円、道路新設改良事業に三百三十万四千円、高機能消防指令センター整備事業に三百万円を充てております。

同じく国庫補助金の目民生費国庫補助金では、保育士処遇改善事業費が確定したことに伴い、国庫補助金十二万九千円を増額いたしました。

次に、九ページの県支出金の県負担金、目民生費県負担金では、国民健康保険基盤安定負担金を五百八十七万八千円増額いたしました。

また、県支出金の県補助金、目民生費県補助金では、福祉医療費補助金で、乳児医療費分として五十六万九千円、重度心身障害者医療費分として三百五十九万九千円、母子家庭等医療費分として十八万一千円をそれぞれ増額し、児童福祉費補助金では、保育緊急確保事業の事業費確定により同事業費補助金を二万一千円増額いたしました。

同じく県補助金の目農林水産業費県補助金では、農業費交付金として百三十二万八千円、県単土地改良事業補助金として八百七十九万一千円、競争力生産総合対策事業費補助金として四千二百

五十四万五千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、寄附金では、民生費で児童福祉費寄附金として百万円、教育費で小学校費寄附金で七十万円、中学校費寄附金二十万円、幼稚園費寄附金十万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、十ページの町債の町債、目農業債では、県営湛水防除事業債として百八十万円を増額し、財源調整として繰越金で百六十七万八千円を充てるものでございます。

次に、五ページの「第二表 地方債補正」では、県営湛水防除事業債について借入限度額を百八十万円増額し、補正後の借入限度額を二百九十万円とするものでございます。

以上で、議案第六十四号 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第四号)の提案説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(松永民夫君) 大橋町長。

○町長(大橋 孝君) 大変ちよつと失礼させていただきます。

先ほどの歳入歳出予算の総額が配付資料では百七億千三百八十八万四千円と記載しておりますけれども、正しくは百七億千三百九十七万四千円でございますので、修正のほうをお願いいたしますと思います。

この後、議会終了後に議案を差しかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。大変失礼を申し上げます。

○議長(松永民夫君) よろしいですか。

説明が終わりました。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第十九、議案第六十五号 平成

二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十五号

平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十五号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)。

平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億五千九百八十五万六千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三十七億七千四百三十万二千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年十二月十六日提出。

最初に、八ページの歳出について御説明を申し上げます。

総務費の総務管理費、目一般管理費では、国保関係職員費で職員員の異動、給与改定等に伴い、給料百四十三万四千円、職員手当等百九万八千円、共済費八十七万三千円をそれぞれ減額いたしました。委託料を四十九万七千円増額しておりますが、内訳は国保情報データベースシステムによる国・県への補助金申請・実績報告書の報告様式の変更、追加によるシステム改修委託費として三十二万四千円、出産育児一時金の制度改正によるシステム改修委託費として十七万三千円でございます。

次に、保険給付費につきましては、これまでの医療費の動向を踏まえ、十一月以降の支払い見込み額を推計いたしましたところ、不足が予想される療養費の目一般被保険者療養給付費を一億一千

三百五十八万七千円、目一般被保険者療養費を二百九十六万一千円、目退職被保険者等療養費を四十一万三千円それぞれ増額し、九ページの高額療養費の目一般被保険者高額療養費につきましても一千七百二十一万六千円を増額いたしました。

また、目退職被保険者等高額療養費では、療養給付費交付金の増により財源更正を行うものでございます。

次に、後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等、目後期高齢者支援金につきましては、加入者一人当たりの負担額と当該年度加入者数が増加したことにより二千八百七十五万三千円を増額いたしました。

次に、前期高齢者納付金等の前期高齢者納付金等、目前期高齢者納付金では、国庫負担金の療養給付費負担金、国庫補助金の財政調整交付金及び県補助金の財政調整交付金の補正により財源更正を行い、目前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、事務費算定基礎額が増加したことにより一千円を増額いたしました。

次に、十ページの介護納付金の介護納付金、目介護納付金では、国庫負担金の療養給付費負担金、国庫補助金の財政調整交付金及び県補助金の財政調整交付金及び他会計繰入金の一般会計繰入金の補正により、財源更正を行うものでございます。

次に、保健事業費の保健事業費、目保健衛生普及費では、国保関係職員費で職員の異動、給与改定等に伴い、給料を二万二千元増額し、職員手当等で十一万四千円、共済費で七万五千元をそれぞれ減額いたしました。

給与費の補正の明細につきましては、十一ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき増減を行っております。

次に、六ページの歳入について御説明を申し上げます。

保険給付費及び後期高齢者支援金等の歳出の増額に伴い、国庫支出金の国庫負担金、目療養給付費負担金で六千二百四十八万円、国庫補助金の目財政調整交付金で千七百五十七万五千元、療養給付費交付金の療養給付費交付金、目療養給付費交付金で百三十一万円、七ページの県支出金の県補助金、目財政調整交付金で千七百四十二万八千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、繰入金の他会計繰入金、目一般会計繰入金では、軽減対象被保険者数の増加により、保険基盤安定繰入金で保険税軽減分として七百五十万四千円、保険者支援分として九十九万九千円をそれぞれ増額し、人件費の減額に伴い、職員給与費等繰入金三百五十七万二千円を減額し、財源調整として繰越金で五千六百三十二万二千円を充当するものでございます。

以上で、議案第六十五号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十、議案第六十六号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十六号

平成二十六年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）につきましまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十六号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）。

平成二十六年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二千八十万円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年十二月十六日提出。

今回の補正予算につきましては、西部簡易水道施設の漏水調査に基づき配水管等の修繕工事を行うため、需用費五百万円を増額し、財源として簡易水道施設整備基金の一部を取り崩し、基金繰入金として五百万円を充てるものでございます。

以上で、議案第六十六号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、議案第六十七号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十七号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十七号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）。

平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百九十五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億七千九百五十六万六千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年十二月十六日提出。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。  
食肉事業センター関係職員の人件費では、職員の異動、給与改定等に伴い給料で五万八千円、職員手当等で七十五万二千円をそれぞれ増額し、共済費で十三万円を減額いたしました。

また、食肉事業センター管理費では、食肉処理施設の修繕費として需用費で三百九万六千円、平成二十五年分消費税額の確定により中間申告納付額の増に伴い、公課費で十八万円をそれぞれ増額いたしました。

なお、給与費の補正の明細につきましては、八ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき増減を行っております。

また、六ページの歳入につきましては、補正額全額を繰越金三百九十五万六千円で充当いたしました。

以上で、議案第六十七号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十二、議案第六十八号 平

成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十八号

平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十八号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）。

第一条 平成二十六年養老町上水道事業会計の補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

収益的支出、第二条 平成二十六年養老町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第一款水道事業費用、既決予定額が五億四百八十万円を三百四十五万八千円減額し、五億百三十四万二千円にするものがございます。

また、第一項営業費用は、既決予定額は四億一千八百七十七千円を三百四十五万八千円減額し、四億一千四百七十一万九千円にするものがございます。平成二十六年十二月十六日提出。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を三百四十五万八千円減額し、補正後の予算額を五億百三十四万二千円に改めるものがございます。

まず、十五ページの収益的支出は、水道事業費用の営業費用、目総係費におきまして職員の異動、給与改定等により、給料で二百四十一万五千円、退職給付費で三十八万六千円、法定福利費で八十一万円をそれぞれ減額し、手当等を十五万三千円増額いたし

ました。

給与費の補正の明細につきましては、五ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき増減を行っております。

以上で、議案第六十八号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十三、議案第六十九号 平

成二十六年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十九号

平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十九号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）。

平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二百八十三万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億四千六百十三万九千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年十二月十六日提出。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、職員の異動、給与改定等に伴い、人件費を補正するものでございまして、給料で百六十五万二千円、職員手当等で九十万九千円、共済費で二十七万八千円をそれぞれ増額いたしました。

給与費の補正の明細につきましては、八ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき増減を行っております。

次に、六ページの歳入については、補正額全額を一般会計繰入金二百八十三万九千円で充てるものでございます。

以上で、議案第六十九号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十四、議案第七十号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）。

平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ二十一万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億四千五百四十四万四千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年十二月十六日提出。

最初に、九ページの歳出について御説明をさせていただきます。総務費の総務管理費、目一般管理費では、職員の異動、給与改定等により、給料五百三十四万六千円、職員手当等で二百五十八万円、共済費二百三十三万七千円をそれぞれ減額いたしました。また、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費として、委託料で五百三十七万五千円を増額いたしました。

保険給付費につきましては、本年度の給付費の動向に基づきまして、介護サービス給付費、目地域密着型介護サービス給付費負担金で一千六百七十四千円を減額し、目特定入所者介護サービス費負担金で千六百七十四千円増額し、保険給付費全体としての補正額はございません。

地域支援事業費の地域支援事業費、目地域支援事業費では、職員の異動、給与改定等により、給料で二百六十七万円、職員手当等で百二十万六千円、共済費で五十九万三千円をそれぞれ増額いたしました。

給与費の補正の明細につきましては、十一ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき増減を行っております。

次に、六ページの歳入につきまして御説明をさせていただきます。

まず、保険給付費の補正に伴いまして、国庫支出金の国庫負担金、目介護給付費負担金で、介護給付費国庫負担金として八十三

万五千円を減額し、七ページの県支出金の県負担金、目介護給付費負担金で、介護給付費県負担金として同額の八十三万五千円を増額いたしました。

次に、六ページの国庫支出金の国庫補助金、目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、同事業に係る人件費の補正に伴い、五十九万二千円を、目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）も同様に人件費の補正に伴い、八十三万円をそれぞれ増額いたしました。

また、介護保険事業費補助金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金として百四十九万九千円を増額いたしました。

次に、支払基金交付金の支払基金交付金、目地域支援事業交付金では、介護予防事業の人件費の補正に伴い六十八万六千円を増額いたしました。

次に、七ページの県支出金の県補助金、目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、同事業の人件費補正に伴い二十九万七千円を、目地域支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）も同様に人件費の補正に伴い四十一万四千円をそれぞれ増額いたしました。

繰入金の他会計繰入金、目地域支援事業繰入金（介護予防事業）では、同事業の人件費の補正に伴い二十九万七千円を、目地域支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）も同様に人件費の補正に伴い四十一万四千円をそれぞれ増額いたしました。

また、目その他一般会計繰入金では、介護保険事業関係職員等人件費の補正に伴い、職員給与費等分の繰入金を一千万六千三百円減額いたしました。また、事務費繰入金として、システム改修費と国庫補助金との差額三百八十七万六千円を増額し、財源調整と

して繰越金で九十三万九千円を充当するものでございます。

以上で、議案第七十号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

議案精読のため、あす十二月十七日から十二月二十三日までの七日間は、休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす十二月十七日から十二月二十三日までの七日間は、休会することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会二日目は十二月二十四日水曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午前十一時十九分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十六年十二月十六日

議長 松 永 民 夫

議員 三 田 正 敏

議員 吉 田 太 郎

